

平成30年度 第11回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成31年1月11日(金)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成31年1月11日 午後1時30分			職務代理	林田 樫臣
	閉会	平成31年1月11日 午後1時55分			職務代理	林田 樫臣
応(不応)招委員 及び出席並びに	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
欠席委員 出席 23名 欠席 3名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	×
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樫臣	○
	11	豊永 安茂	×	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	×
議事録署名委員	18番 廣瀬 孝喜 20番 濱田 定武					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 山本祐二 参事 大岩亜記					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第1回)の決定について 日程第8 議案第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（船津 宏君） では定刻前ですが、本日出席予定の皆様お揃いの方ですので、始めていきたくと思いますが、杉下会長がですね、インフルエンザのため土曜日まで、医師による停止が命じられてありますので、本日欠席ということです。議事の進行について、林田職務代理の方からお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎職務代理（林田 樫臣君） 明けましておめでとうございます。今説明がありましたように、会長がインフルエンザということですので、代わりに議長を務めさせていただきます。慎重審議のもとにですね、議事がスムーズに進みますように、皆様の御協力をよろしくお願い致します。またインフルエンザ流行っているようですので、体調管理皆さん十分お気を付けください。それでは議事に入りたいと思います。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 開会をいたしますので、皆さん御起立お願いします。礼。

◎職務代理（林田 樫臣君） ただいまの出席人員は23名です。杉下会長、落合委員、豊永委員より欠席の届出が出ております。定足数に達しておりますので、平成30年度あさぎり町農業委員会第11回総会を開会いたします。ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎職務代理（林田 樫臣君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって18番廣瀬孝喜委員、20番濱田定武委員を指名いたします。

日程第2 報告第1号

◎職務代理（林田 樫臣君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい、それでは報告いたします。資料2ページ目からご覧ください。今回は、14件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号1番から3番、飛びまして10番から14番が第三者貸し付けのため、申請番号4番から9番が所有権移転のためとなっております。以上、報告を終わります。

日程第3 報告第2号

◎職務代理（林田 樫臣君） 日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、許可不要転用届1件について説明報告いたします。資料は3ページから4ページになります。申請番号11番について、町内の個人の方で地目・現況ともに畑。1筆で面積は292㎡のうち80㎡。堆肥置き場として必要な設備としての、畑の一部を許可不要届提出されているものです。現地は主要地方道人吉水上線、球磨川の石坂堰の北200mの辺りになります。周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断いたします。以上、報告を終わります。

日程第4 報告第3号

◎職務代理（林田 樫臣君） 日程第4、報告第3号、農地所有適格法人報告書の提出についてを行います。事務局の報告を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい、それでは報告いたします。資料は5ページ左側からご覧ください。今回は1件の届出が提出されております。関係資料につきましては、農業生産法人経営概要表を付けております。記載しております。以上、報告を終わります。

日程第5 議案第1号

◎職務代理（林田 樫臣君） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と

します。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（船津 宏君）** はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は6ページからになります。今回は所有権移転2件の審議をお願いします。申請番号24番ですが、資料は6ページから10ページになります。譲渡人、譲受人は共に町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況ともに田。面積が1,076㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で反当たり70万円となっております。譲受人は、申請地に水稻を作付予定です。次に申請番号25番ですが、資料は11ページから15ページ左側にかけてになります。譲渡人、譲受人は共に町内の個人の方です。移転する土地としましては一筆で、地目は台帳・現況ともに田です。面積は934㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で反当たり70万円となっております。譲受人は、申請地に水稻を作付予定です。以上農地法3条第1項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしく願いいたします。以上、説明を終わります。

◎**職務代理（林田 樫臣君）** はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号24番及び25番について、12番委員の田崎委員より報告をお願いします。

○**12番委員（田崎 洋一郎君）** 12番田崎です。それでは申請番号24番、これは譲渡人が同じ方であるため、24番・25番ともに一緒に説明していきたいと思っております。場所はですね10ページを見ていただくと、深田の仁王地区フルーティールードのすぐ、フルーティールードから200m位東側になります。25番の方もですね、15ページの地図を見ていただくと、24番の現地からほぼ100mの位置にあります。現在は、水稻を稲刈りをしてありまして、管理も良くされています。ただ中山間地で正規田ではないことで、70万円は少し高いかなと感じましたが、譲渡人、譲受人とも親戚関係でもあり、3条での売買であるので問題はないと思われまます。審議方よろしく願いします。以上です。

◎**職務代理（林田 樫臣君）** 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号24番の案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**職務代理（林田 樫臣君）** 質疑なしと認めます。最初に、申請番号24番の案件についてを採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎**職務代理（林田 樫臣君）** 全員賛成です。したがって、申請番号24番の案件については許可することに決定しました。次に申請番号25番の案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**職務代理（林田 樫臣君）** 質疑なしと認めます。申請番号25番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎**職務代理（林田 樫臣君）** 全員賛成です。したがって、申請番号25番の案件については許可することに決定しました。

日程第6 議案第2号

◎**職務代理（林田 樫臣君）** 日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（船津 宏君）** はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は15ページの右側からになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号17番ですが、資料は16ペー

ジから24ページにかけてになります。譲渡人、譲受人は共に町内の個人の方です。親子関係になります。転用する土地としましては、2筆で地目・現況ともに田。転用面積が651㎡となっております。転用の予定で既に分筆をされており、当該地番の枝番11を、枝番100と枝番101の3筆に分筆しております。このために添付している一部の図面が、分筆前のものがありますので御了承ください。移転する契約としましては、所有権移転の無償贈与で、転用の目的は個人住宅の建築によるものです。個人住宅については、概ね500㎡となっておりますが、今回住宅建設用地と町道を結ぶ通路部分108㎡も併せて転用可能とされるため、面積が合計で651㎡となっております。17ページから事業計画書、資金計画書。19ページに、金融機関の融資予定証明を掲載しております。20ページに位置図を載せておりますが、現地は主要地方道多良木相良線の南約350メートル、春日会館の東隣になります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地になりまして、22ページに農地区分検討の図面を載せております。これは原本がカラーだものですから、白黒に印刷しているために灰色網掛けになっている部分が農用地区域です。薄青色がちょっと印刷の関係で出ておりませんが、申請地の周囲に農地が連坦して広がっておりまして、10ヘクタール以上の一団の農地内にある1種農地になります。1種農地であります。申請地は不許可の例外的集落接続要件を満たしておりまして、個人住宅への転用は可能となっております。23ページの土地代替性検討表は、1種・2種農地を転用する場合に求められるもので、今回も申請人が自発的に作成されてきたことから、参考までに掲載をしております。24ページの資料は、申請人が予備検討した際の資料ですので、こちらは不要ですので、無視していただいて結構です。印刷の時に間違えてコピーしてしまいましたので、24ページについては、抹消して扱ってください。申請人は、現在の住まいが建築後50年以上経過しており、また、親の介護のために内装を改装しておりまして、複数人が住める状況ではないため、新たな住居の建築を計画したということです。個人住宅として利用し、ほかに代替地もないことから、転用可能と判断しております。以上、説明を終わります。

◎職務代理(林田 樫臣君) 事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号17番の案件について、9番委員の上野委員より報告をお願いします。

○9番委員(上野 勇一郎君) 9番上野です。午前中に現地調査をしました。資料はですね、16ページから24ページはなくて23ページですね。場所はですね、20ページと21ページの地図を見ていただいて、農協のあさぎり支所の前を通過して春日会館の後ろになります。譲り渡し人と譲受人は親子の関係で、今の家がですね、さっき説明がありましたとおり、50年ぐらい経っているという事で、また、お母さんの介護を必要ということで、新しく建てたいという事でございました。見に行きましたところ、別に何ら問題がないと思われました。審議方、よろしくをお願いします。

◎職務代理(林田 樫臣君) 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号17番の案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎職務代理(林田 樫臣君) 質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

◎職務代理(林田 樫臣君) 全員賛成です。したがって、申請番号17番の案件については許可することに決定しました。

日程第7 議案第3号

◎職務代理(林田 樫臣君) 議案第3号、農地利用集積計画について議題といたします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい、それでは利用権設定に係る分について説明いたします。資料は、26ページからご覧ください。申請番号1番から32番は、期間満了に伴う貸貸借権の再設定です。申請番号33番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号34番から48番は、新規の貸貸借権の設定です。申請番号49番から55番は、期間満了に伴う転貸による貸貸借権の設定です。申請番号56番から57番は、新規の転貸による貸貸借権の設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。資料28ページになります。今回の申請は6件で、申請番号2番から6番は、相手方の要望により熊本県農業公社が借り入れするものです。申請番号1番は、公社が買い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格についてです。申請番号1番の買入れ価格は、1段目の土地が10アール当たり509,878円。2段目の土地が、10アール当たり509,811円となっております。非常に1段目と2段目、端数がついて若干の違いがあるんですが、これは売買の売り手さんの時には、もともと6筆あった土地を公社のほうで、2筆にそれぞれ合併をしております。端数計算をしたときに2㎡増えております。その関係で、もともとの金額に反当たりを割り算しますと、こういった端数が出てしまって、反当たりの数字が若干1番目と2番目が違うということで、もともとは全て同じだったんですが、合筆の関係で、2㎡増えたということで御理解ください。申請番号2番の買入れ価格は、10アール当たり80万円です。申請番号3番の買入れ価格は、1段目の土地が10アール当たり30万3000円。2段目から4段目の土地が、10アール当たり30万円。5段目の土地が10アール当たり35万円。6段目の土地が10アール当たり60万円となっております。申請番号4番の買入れ価格は、10アール当たり50万円。申請番号5番の買入れ価格は、10アール当たり62万円。申請番号6番の買入れ価格は、10アール当たり50万円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。29ページから41ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表等載せております。なお申請位置図は、2番から6番農地のみ掲載しております。以上、説明を終わります。

◎職務代理（林田 樫臣君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画についての説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎職務代理（林田 樫臣君） 質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画について採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎職務代理（林田 樫臣君） 全員賛成です。したがって本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第4号

◎職務代理（林田 樫臣君） 議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい、それでは説明いたします。資料42ページの右側をご覧ください。あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、今回1件の申請がっております。申請番号1番の経営面積は210アール。経営形態は、キュウリや薬草の栽培となっております。町のあっせん基準の中では、その他経営類型に該当し、経営面積196アール以上の要件を満たしておりますので、適正と考えます。なお、登録申し出と左側の表の経営面積の差は、ヤミ小作部分、これは実質経営面積でカウントしますので、左側は農業委員会に届けてあります基盤強化法での数字。右側はヤミ小作も含めた経営面積ということで差があることを御理解ください。以上、説明を終わります。

◎職務代理（林田 樫臣君） 議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎職務代理(林田 樫臣君) 質疑なしと認めます。これから、議案第4号、あつせん譲受候補者名簿への登録申請について採決します。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

◎職務代理(林田 樫臣君) 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

◎職務代理(林田 樫臣君) これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(船津 宏君) 御起立願います。礼。

閉会 午後1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 18番 廣瀬 孝喜

あさぎり町農業委員会 署名委員 20番 濱田 定武